

新たに営業を始める皆さまへ

食品衛生法に基づく営業許可の新規申請手続きについて

新たに飲食店や食品製造の営業を始められる方は、食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要があります。なお、平成30年の食品衛生法改正に伴い、一部の許可業種については、届出業種に変更となりました。

営業許可が必要となった方については、新規許可の流れは次のとおりですので、ご確認のうえ、保健所へ申請してください。

※自動車による営業をされる方は、別紙「自動車での営業許可に関して」もご覧ください。

※営業を承継される方は、手続きが異なりますのでお申し出ください。

手続きの流れ

1 事前相談

どのような営業を行うのか、具体的に定まった段階で保健所へご相談ください。新規申請に必要なものについて、職員から説明がありますので、申請書類の作成準備を始めてください。営業内容によって必要な書類が変わります。裏面をご確認ください。

2 申請受付

相談後、申請書、必要な書類、必要な手数料（現金）を持って、保健所へ申請してください。この時、施設検査の日程調整を行いますのでご自身のスケジュールを確認のうえ、職員へお伝えください。

※立入できる曜日は決まっていますのでスケジュール調整にご協力ください。

3 施設検査

提出された、図面、器具一覧等の書類と施設の双方に相違がないか、定められた施設基準に合致しているかどうかの検査を行います。検査にかかる時間は、施設の規模にもよりますが、おおよそ15～30分です。※施設の改善が必要な場合は、支持があります。

4 許可決定

立入の結果を踏まえ、許可の決定を審議します。事務手続きに1週間程度かかります。

5 許可証の発行

営業許可証が発行された後、郵送（普通郵便）による交付、若しくは、保健所へ来所していただき交付します。（急ぎで必要な方は必ず、来所していただいています。）

6 営業開始

施設に新しい許可証と食品衛生責任者の氏名を掲示し、営業を開始してください。

開始後に、各種事項に変更が生じた際は、変更の届出が必要ですので、保健所までご相談ください。

必ず用意するもの

- 営業許可申請書
- 営業設備の概要
(設備一覧、店舗周辺地図)
- 平面図面 (寸法が入ったもの)
- 資格を証明する免許証等
(調理師免許、養成講習会修了証等)
- 養成講習会受講誓約書 (資格の無い者)
- 食品衛生申請等システム事業者 ID
- 手数料

場合によって必要なもの

- 登記事項証明書※6ヶ月以内のものコピー可
(法人が申請する場合に限る)
- 水質検査結果
(水道水以外を使用する場合に限る)
- 食品衛生管理者届
- 営業計画書 (長期臨時営業に限る)
- 下処理施設の概要がわかるもの
(長期臨時の営業に限る)
- 取扱い品目及びテント内平面図
(長期臨時営業に限る)
- 食品の製造工程等参考になる書類
(製造業に限る)
- 車検証 (自動車による営業に限る)

① 食品衛生申請等システムにアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/link.do>



<申請手数料 一覧> R3.6.1 改定

飲食店	20,500円	菓子製造業	17,700円	麺類製造業	17,700円
食肉販売業	12,300円	魚介類販売業	12,300円	魚介類競り売り営業	26,200円
食肉製品製造業	26,200円	食肉処理業	26,200円	乳製品製造業	26,200円
清涼飲料水製造業	26,200円	そうざい製造業	26,200円	冷凍食品製造業	26,200円
密封包装食品製造業	26,200円	複合型そうざい製造業	33,600円	複合型冷凍食品製造業	33,600円
漬物製造業	17,700円	食品の小分け業	17,700円	豆腐製造業	17,700円
みそ又はしょうゆ製造業	20,500円	水産製品製造業	20,500円	アイスクリーム類製造業	17,700円
食用油脂製造業	26,200円	酒類製造業	20,500円		

メモ欄

問合せ先

北海道滝川保健所 (北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)

生活衛生課食品保健係 ☎0125-24-6201 (代表)

担当者

本日 (月 日) 対応したのは、() です。